

元会若議第 338 号

令和元年 7 月 11 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市議会議長 目 黒 章三郎

会津若松市議会からの政策提言について（通知）

標記の件につきまして、令和元年 6 月 28 日に開催した本市議会政策討論会全体会において、別紙のとおり、政策・施策に関する提言がまとまりましたので通知いたします。

つきましては、当該提言の趣旨、内容等を御賢察いただき、政策・施策への反映について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、政策討論会全体会において報告された各分科会の最終報告書を添付いたしますので、御参照願います。

## 【 会津若松市議会からの提言事項 】

### 1 財政健全化に関する提言事項

令和4年度以降は、本庁舎の整備や県立病院跡地の利活用、会津若松駅前整備、公共施設マネジメントの推進等も控えており、財政健全化の観点から、市債管理のあり方については、これまで計画されていた事業に加え、新たな事業が発生した際には、後年度負担の平準化を考慮する必要がある。

これまでの新規市債発行額を元金償還額以下に抑えるという市債管理のルールだけではなく、関西学院大学の小西砂千夫教授を招いたセミナーにおいて示されたように、実質公債費比率や将来負担比率などの指標の活用も含め、さまざまな角度から管理の手法を見出し、財政健全化と投資的経費のバランスを図った新たな市債管理のルールを検討する必要がある。

公共施設マネジメントの推進にあたっては、財源の裏付けとなる基金の創設及び専門部署の設置が実現したところではあるが、今後は適正な基金の活用等を含め、新たに財務部に設置された公共施設管理課を中心に、全庁横断的な視点から公共施設の適正な管理・整備に努めるべきである。

### 2 住民自治に関する提言事項

地域住民が自ら地域課題を解決するためには、まず、平成28年6月に制定・施行された自治基本条例第12条第5項に基づく地域の定義について明確にする必要がある。地域の定義については、昭和の大合併及び平成の大合併の際の旧町村単位を基本としながら、地域住民の意向を尊重し定めるべきである。また、旧若松市内の区域を決める際には、地域住民との十分な協議がさらに必要である。

また、平成29年に策定された第7次総合計画に基づき、市地域福祉計画や市地域防災計画など、個別計画に基づいたさまざまな事業が実施されている中で、市民との意見交換を行うとともに、地域が担う役割、地域運営組織のあり方等を整理する必要がある。加えて、公民館等を中心とするような地域拠点のあり方や、一定の権限及び財源についても整理する必要がある。

課題解決に取り組む内容は、全市一律である必要はなく、地域の特性に応じたものとするべきである。岩手県北上市の農村地区での「地域公共交通」を切り口としながら、「多面的機能支払交付金」を財源として地域組織を運営している事例等を参考にしながら、引き続き、地域内分権の取組を推進し、広げていくべきである。

### 3 まちの拠点に関する提言事項

今後、庁舎整備や県立病院跡地の土地購入と利活用、会津若松駅前整備など、多額の起債を伴う事業が予定されている中、まちの拠点整備に当たっては、過去と同じような財政危機に陥ることのないよう、各事業の実施に向けては、財政状況を鑑みるとともに、

後年度負担の平準化などに意を用いながら計画すべきである。

また、事業実施に当たっては、市民や関係者等と十分に意見調整を行う必要がある。

#### 4 子どものための各種施設機能の整備・充実に関する提言事項

学校内における子どもの居場所については、平成31年2月定例会における予算決算委員会第2分科会の質疑でも議論となった観点も踏まえ、学校図書館の重要性を再認識し、本市が学校司書と位置づける学校図書館支援員の配置も含め、その機能強化を図る必要がある。

また、今後整備が予定されている「子どもたちや子育て世代の方々のための施設」については、市民要望の多い子どもたちの遊び場としての機能以外にも、中高生の居場所としての機能や不登校の傾向にある子どもの受け入れ機能、さらには生活困窮世帯の子どもへの支援につながる機能など、子どもたちの持つさまざまなニーズに応えらるとともに、子育て支援包括支援センター機能や、城前地内の会津若松市保健センターの機能も含めた複合的な施設整備を目指すべきである。

#### 5 子どものための支援体制の充実に関する提言事項

子どもの居場所は、単に施設機能が整っていることだけが重要ではなく、子どもたちに寄り添い、その成長に合わせた支援を行うさまざまな専門職員の存在が重要となると考える。本分科会においては、これら専門職員の人材確保とその処遇改善について、平成30年9月定例会において要望的意見により指摘するとともに、平成31年2月定例会においても論点を抽出し、新年度の施策の方向性を確認してきたところである。

そのような中、令和元年5月24日に会津若松市教育予算確保協議会会長から議長に提出された「令和2年度会津若松市教育予算編成に関するお願い」においても、特別支援員、学校事務員及び学校図書館支援員の配置・増員など、人的体制の充実を求める意見が多く示されており、学校現場や保護者からの切実な要望として、早急な対応が求められている。

人的確保が困難である理由の1つとして、これら専門職員の多くが臨時的な雇用としての位置づけのため長期的な勤務が難しいなど、不安定な雇用条件に置かれていることがあることから、執行機関においては人的体制に必要な予算の確保に努めるとともに、その処遇改善に向けた検討を進め、人的確保を行う必要がある。

#### 6 中小企業及び小規模企業の振興に係る協議の場に関する提言事項

中小企業及び小規模企業を取り巻く環境は、経営者や従業員の高齢化、後継者不足、地域間競争の激化など、厳しい状況が続いている。こうした状況において、会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例を活かし、産業振興の取組を進めていくため、条例に基づき設置された「会津若松市中小企業・小規模企業未来会議」が多様な視点から意見を交わし、充実した議論や政策検討が行える場として機能するよう運営する必要がある。

## 7 交流人口の拡大に向けた取組に関する提言事項

定住人口が減少傾向にある中で、観光誘客などによる交流人口の拡大に向けた取組は、地域の活力を取り戻すための重要な視点である。

観光産業は本市の地場産業であり、裾野の広い産業である。また、訪日外国人旅行者数とその消費額が順調に伸びており、さらに2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、今後ますます訪日外国人旅行者が増加していくことが見込まれる。

本市においても、インバウンドの推進を第7次総合計画及び第3次観光振興計画に位置付けているが、取組を進めるに当たっては、下記の項目を踏まえるよう提言する。

### (1) インバウンド観光推進戦略

インバウンド観光を推進していくためには、誘客目標や受入体制の整備、今後取り組む事項など、関係機関がビジョンを共有してインバウンド推進に取り組むための戦略が必須である。

以下の視点について十分検討しながら、本市の強みなどの地域特性を分析し、ターゲットを選定し、限られた財源・人的資源をどのように投入するかを明確にしたインバウンド戦略を策定することが重要である。

#### ① 会津若松市の認知度の調査・分析

本市は、鶴ヶ城や飯盛山をはじめとした史跡・名勝などの歴史的・文化的資源や、猪苗代湖に代表される自然資源、温泉地やまちなか観光などのさまざまな観光資源に恵まれているが、地域や世代、歴史への関心などによって本市への認知度の差があると考えられる。

観光地として本市がどのように認知されているか、地域や世代など属性ごとの本市への認知度を調査・分析し、効果的な情報発信や、認知度向上のための取組など、観光誘客の戦略を検討していくべきである。

#### ② 会津若松市を訪れる外国人旅行者のニーズ把握

外国人旅行者が、会津に何を求めて訪れているのか、訪問した観光地点、宿泊先、食事や購入した土産などの消費動向、満足度などを調査し、ニーズを把握しながら、インバウンド観光を推進していく必要がある。なお、平成30年のV案内所利用者数1万3,327人に対し、外国人宿泊者数は1万8,115人であり、V案内所を利用しない外国人旅行者が相当数いることや、回答しやすさへの配慮から、宿泊施設でのアンケート調査など、ニーズを的確に把握するための調査手法の検討が必要である。

#### ③ 外からの目線を取り入れた観光戦略づくり

地域の魅力の気付きには、外からの目線が重要である。地域の人にとっては当たり前で見過ごすようなものを外の人が気付き、価値を見出すことがある。

外国人のモニターツアー実施や、本市に居住する外国出身の方の協力を得るなどし、他地域にはない会津若松市の魅力の再発見とその旅行商品化、受入体制の課題の洗い出しとその改善など、外からの目線を取り入れた観光戦略づくりが必要である。

## (2) 観光統計を活用したPDCAサイクル

観光誘客に係る事業について、その有効性を見極めながら、進行管理を行い、改善していくためには、観光統計を活用したPDCAサイクルの仕組みを構築することが必要である。また、市民への説明責任を果たしていくためにも、適切な分析手法を用い、事業の経済波及効果を可視化する必要がある。

## (3) インバウンド観光推進体制

交流人口の拡大を効果的に推進するための組織体制の検討、日本版DMO候補法人として登録されている一般財団法人会津若松観光ビューローと行政との役割分担の明確化、観光産業、交通事業者、宿泊業者等関係団体との連携体制の構築が必要である。

また、本市は、極上の会津プロジェクト協議会や、日光・会津観光軸活性化推進検討会、会津置賜広域観光推進協議会などにより、広域周遊観光ルートづくりや、ツアー商品の造成、連携した情報発信など、広域観光に取り組んでいるが、特に観光客入込数が1,200万人を超える日光市や、観光客入込数約80万人の大内宿がある下郷町との広域観光連携を今後も推進していくべきである。

さらに、訪日外国人旅行者の6割がリピーターであり、訪日回数が増加するほど、地方への訪問率が高くなるとのデータがあることから、東京、京都など訪日外国人が多数訪れる都市との連携強化が必要である。

## (4) 観光都市としての意識醸成

本市は、観光関係者だけではなく市民一人ひとりがおもてなしの心で観光客をむかえるため、「6つのどうぞ」運動などの「市民総ガイド運動」を行っている。こうした取組をさらに推進していくためにも、観光による経済波及効果を可視化し、地域経済へのメリットを示すとともに、インバウンド観光推進による国際交流の推進や、多文化理解の促進など非貨幣的価値についても市民に啓発し、観光都市としての意識醸成を進める必要がある。

# 8 官民連携による降雪対策のあり方に関する提言事項

## (1) 除排雪体制の維持に向けた取組（全面民間委託の検討）

現状の除排雪体制を維持するうえで必要不可欠な機械除雪に関わるオペレーターの高齢化・なり手不足は、市直営・民間を問わず深刻化している。

現在、除排雪作業のうち、排雪については道路メンテナンス協同組合に委託することで、効率的かつ迅速な排雪作業が可能となった。この手法を除雪にも取り入れ、除排雪作業を一体的に民間に全面委託することにより、除雪・排雪の効果的な連携が可能となるうえ、限りある人員、機械等を効率的に配置できるものと思料する。

これまでの除排雪体制を総括し、官民の役割分担やリスク管理、これまでの除排雪体制と全面民間委託との比較による費用対効果を検証するなどの視点を踏まえながら、除排雪業務の全面民間委託の検討を進めるべきである。

## (2) 専門部署の設置による通年での降雪対策

本市の降雪対策は、道路管理部署が中心となって担当しており、冬期間以外では道

路修繕などの道路維持業務を担うため、通年で取り組むことは困難な状況である。

本市では、除雪車運行管理システムを導入し、除雪車の稼働状況、苦情などの発生箇所をデータ化しており、次年度の除雪車両の配車計画に活かしている。このデータ分析をさらに詳細に行い、市民要望や危険箇所を的確に把握することが重要である。通年で降雪対策に取り組む部署を設置することで、その作業に当たるとともに、他部署との連携・調整、窓口の一本化を行うことは有効な手法であると認識するものであり、体制整備に向け検討すべきである。

## 9 水道事業の健全かつ安定的な運営に関する提言事項

水道事業の収益増加、安定的な運営については、今後も、人口減少に伴い給水量が減少していくことが予測されることから、水道事業は厳しい経営を強いられるものと推察する。

ピーク時から大幅に減少している工場用水の使用水量を増やす取組や、他の地域に向けた水の供給の検討など、収益増加に向けた取組を検討すべきである。

また、現在実施されている水道事業の第三者委託について、その効果や責任の所在などを適時検証し、より安定的な経営に向けた体制についても検討すべきである。